

港 湾 運 送 事 業 料 金 表

適 用 港

姫 路 港

株 式 会 社 上 組

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1 トンにつき単位円)

品 目			金 額		
			接岸本船↔ 上屋・野積場内	接岸本船↔ 上屋・野積場前	
コンテナ	20'型以下のもの	実入	848	752	
		空	721	638	
	40'型以下のもの	実入	637	563	
		空	541	479	
ノックダウン自動車及び完成車			1,260	1,147	
バンパック・バックコンテナ・プレスリング			1,470	1,339	
パレタイズ貨物			1,705	1,549	
モーターサイクル			1,865	1,707	
袋物	紙・ビニール入りのもの		2,334	2,105	
	麻袋入りのもの		1,948	1,787	
ベール物			2,005	1,828	
タイヤ			1,651	1,515	
雑貨類			2,428	2,221	
葉タバコ	樽物		1,358	1,209	
	ベール物		1,704	1,522	
青果類			1,825	1,643	
機械類	1個当たり5トン未満のもの		2,406	2,185	
	1個当たり5トン以上のもの		1,772	1,601	
巻取紙(内地産)			1,355	1,203	
木材	岸壁揚のもの	原木	米国材	1,205	1,074
			南洋材	1,275	1,137
			北洋材	1,638	1,507
		製材	1,319	1,182	
非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,984	1,770	
鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,891	1,715	
	鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,608	1,458	
生ゴム			2,336	2,106	
パルプ			2,326	2,089	

品 目	金 額		
	接岸本船↔ 上屋・野積場内	接岸本船↔ 上屋・野積場前	
石 材	1,905	1,757	
鉄屑（シュレッダーを除く）	3,331	3,009	
鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石（粉）	1,265	1,129
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石	1,811	1,635
穀飼類（小麦）（撤揚-上屋入）	1,483	1,304	
砂糖（撤）	1,727	1,590	
冷凍品	—	3,460	
冷蔵品	—	2,575	

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1 割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の 5 % 引

4. 諸料金

(1) 待機料金

（1 口 1 時間につき単位円）

1 口の作業構成員数 による区分	15 人以下 (12 人)	16 人～22 人 (19 人)	23 人～29 人 (26 人)	30 人～36 人 (33 人)	37 人以上 (40 人)
昼夜区分					
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	37,870	59,060	80,290	101,510	119,760
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	58,910	91,870	124,890	157,900	186,290

(2) 最低料金

1 口の作業構成員数 による区分	15 人以下 (12 人)	16 人～22 人 (19 人)	23 人～29 人 (26 人)	30 人～36 人 (33 人)	37 人以上 (40 人)
昼夜区分					
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	300,440	468,580	636,940	805,290	950,070

半 夜 (16時30分から21時30分まで)	300,440	468,580	636,940	805,290	950,070
---------------------------	---------	---------	---------	---------	---------

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合、又は異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受けの場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船内⇔上屋・野積場内」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業

（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 「接岸本船内⇔上屋・野積場前」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天・雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

イ. 荷役手配の取消の場合

(イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

ロ. 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に

満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 料金の計算方

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。
なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれ割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

8. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれらの諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

（1 トンにつき単位円）

品 目			金 額	
コンテナ	20´型以下のもの	実 入	385	
		空	327	
	40´型のもの	実 入	289	
		空	246	
ノックダウン自動車及び完成車			729	
バンバック・バッグコンテナ・プレスリング			855	
パレタイズ貨物			975	
モーターサイクル			1,129	
袋 物	紙・ビニール入のもの		1,255	
	麻袋入りのもの		1,200	
ペール物			1,175	
タイヤ			1,024	
雑貨類			1,464	
葉タバコ	樽 物		652	
	ペール物		837	
青果類			964	
機械類	1 個当たり 5 トン未満のもの		1,372	
	1 個当たり 5 トン以上のもの		962	
巻取紙（内地産）			623	
木材	水落しのもの	原 木	米国材・南洋材	420
			北洋材	716
	岸壁揚のもの	原 木	米国材	577
			南洋材	617
			北洋材	1,033
			製 材	669
非鉄金属類（半製品・鋳鉄・地金）			963	
鋼材	一般鋼材（口径 12 インチ未満の鋼管含む）		1,063	
	鋼管（口径 12 インチ以上のもの）・コイル		904	

品 目		金 額
生ゴム		1,250
パルプ		1,203
石 材		1,226
鉄 屑 (シュレッダー除く)		1,812
鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石 (粉)	613
	鉍礦石 (塊)・特殊鉍礦石	982
穀飼類 (小麦)		622
砂糖 (撤)		1,098
冷凍品		2,463
冷蔵品		1,531

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1 割増

3. 割引料金

大口数量割引、基本料金の 5%引

4. 諸料金

(1) 待機料金

(1 口 1 時間につき単位円)

1 口の作業構成員 による区分	9 人以下 (7.5 人)	10 人~13 人 (11.5 人)	14 人~17 人 (15.5 人)	18 人~21 人 (19.5 人)	22 人以上 (22.5 人)
昼夜区分					
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	22,330	34,230	46,140	58,040	66,980
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	34,740	53,250	71,770	90,280	104,190

(2) 最低料金

1口の作業構成員 のよる区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	177,160	271,590	366,020	460,450	531,370
半夜 (16時30分から21時30分まで)	177,160	271,590	366,020	460,050	531,370

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- (2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

イ.荷役手配の取消の場合

(イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

ロ.半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 料金の計算方

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれ割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

8. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）
（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

接岸本船側・はしけ内⇔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1 トンにつき単位円）

品 目			金 額		
			接岸本船側・はしけ内 ⇔上屋・野積場内	接岸本船側・はしけ内 ⇔上屋・野積場前	
コンテナ	20'型以下のもの	実入	508	407	
		空	432	345	
	40'型のもの	実入	381	304	
		空	323	258	
ノックダウン自動車及び完成車			597	478	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			692	554	
パレタイズ貨物			820	656	
モーターサイクル			834	668	
袋物	紙・ビニール入のもの		1,202	961	
	麻袋入のもの		851	681	
ボール物			936	749	
タイヤ			714	571	
雑貨類			1,092	874	
葉タバコ	樽物		777	621	
	ボール物		957	765	
青果類			957	765	
機械類	1個当たり5トン未満のもの		1,161	928	
	1個当たり5トン以上のもの		903	723	
巻取紙（内地産）			803	643	
木材	岸壁揚のもの	原木	米国材	691	553
			南洋材	725	580
			北洋材	691	553
		製材	719	575	
非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,125	900	
鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		927	742	
	鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル		789	631	

品 目	金 額		
	接岸本船船側・はしけ内 ⇔上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ⇔上屋・野積場前	
生ゴム	1,209	967	
パルプ	1,245	996	
石 材	779	623	
鉄屑（シュレッダーを除く）	1,694	1,355	
鉱石類	燐鉱石・加里・鉍鉱石（粉）	719	575
	鉍鉱石（塊）・特殊鉍鉱石	924	739
穀飼類（小麦）（撒揚-上屋入）	939	751	
砂糖（撒）	720	576	
冷凍品	—	1,179	
冷蔵品	—	1,179	

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 諸料金

(1) 待機料金

(1口1時間につき単位円)

1口の作業構成員数 による区分	4人～6人	7人～9人	10人～12人	13人～15人	16人～18人	19人～21人
	(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	15,540	24,830	34,150	43,470	52,780	62,100
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	24,170	38,620	53,120	67,620	82,100	96,600

(2) 最低料金

(1口につき単円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	123,280	196,990	270,920	344,840	418,700	492,700
半夜 (16時30分から21時30分まで)	123,280	196,990	270,920	344,840	418,700	492,700

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

1トンにつき 1,680円

(4) 看貫作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

なお、計量器使用及び検量立会人の費用は含みません。

(5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

(6) はい替作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

(7) 上屋保管料金

(1日1トンにつき単位円)

貨物分類	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)	10	7
繊維原料類	43	33
青果	43	33
窯製品	52	43
その他の貨物	77	62

(注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

2. コンテナについては、野積場置き料金とします。

3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船船側・はしけ内⇔上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側⇔上屋・野積場内の場合

（揚荷）本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内⇔上屋・野積場内の場合

（揚荷）はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前へ移送、拼付けるまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 「接岸本船船側・はしけ内⇔上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側⇔上屋・野積場前の場合

（揚荷）本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側に移送する作業。

(ロ) はしけ内⇔上屋・野積場前の場合

（揚荷）はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けするまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天・雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割増の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

イ. 荷役手配の取消の場合

(イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

ロ. 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(イ) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

(ロ)コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けするまでの作業

(4) 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

(5) 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6) はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7) 上屋保管料金

(イ)本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(ロ)本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容(坪当りの収容トン数)の料金を適用します。

(ハ)本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれ割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

8. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金）

Ⅰ 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内

⇔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき単位円)

品目			金額		
			本船内⇔ 上屋・野積場内	本船内⇔ 上屋・野積場前	
コンテナ	20´型以下のもの	実入	660	560	
		空	562	475	
	40´型のもの	実入	495	419	
		空	420	356	
ノックダウン自動車及び完成車			1,147	1,055	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,339	1,233	
パレタイズ貨物			1,549	1,425	
モーターサイクル			1,706	1,580	
袋物	紙・ビニール入のもの		2,106	1,923	
	麻袋入のもの		1,787	1,658	
ペール物			1,828	1,685	
タイヤ			1,515	1,407	
雑貨類			2,221	2,055	
葉タバコ	樽物		1,210	1,092	
	ペール物		1,523	1,377	
青果類			1,644	1,497	
機械類	1個当たり5トン未満のもの		2,186	2,008	
	1個当たり5トン以上のもの		1,600	1,463	
巻取紙（内地産）			1,044	898	
木材	岸壁揚のもの	原木	米国材	1,074	968
			南洋材	1,137	1,027
			北洋材	1,507	1,401
		製材		1,182	1,073
非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,770	1,599	

品目		金額	
		本船内⇔ 上屋・野積場内	本船内⇔ 上屋・野積場前
鋼材	一般鋼材（口径 12 インチ未満の鋼管含む）	1,451	1,362
	鋼管（口径 12 インチ以上のもの）・コイル	1,234	1,159
生ゴム		2,106	1,923
パルプ		2,089	1,900
石材		1,757	1,638
鉄屑（シュレッダーを除く）		3,009	2,751
鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石（粉）	1,129	1,019
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石	1,635	1,494
穀飼類（小麦）（撤揚-上屋入）		1,304	1,162
砂糖（撤）		1,590	1,481
冷凍品		—	3,236

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内

⇔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき単位円)

品目			金額	
			本船内⇔ 上屋・野積場内	本船内⇔ 上屋・野積場前
コンテナ	20´型以下のもの	実入	660	529
		空	562	449
	40´型のもの	実入	495	396
		空	420	336
ノックダウン自動車及び完成車			776	621
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			900	720
パレタイズ貨物			1,065	853
モーターサイクル			1,084	868
袋物	紙・ビニール入のもの		1,562	1,250
	麻袋入のもの		1,106	886
ベール物			1,218	975
タイヤ			928	743
雑貨類			1,420	1,137
葉タバコ	樽物		1,010	807
	ベール物		1,244	995
青果類			1,244	995

品目				金額	
				本船内↔ 上屋・野積場内	本船内↔ 上屋・野積場前
機械類	1個当たり5トン未満のもの			1,509	1,027
	1個当たり5トン以上のもの			1,175	940
巻取紙（内地産）				1,044	836
木材	岸壁揚のもの	原木	米国材	898	718
			南洋材	943	755
			北洋材	898	718
		製材		935	748
非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1,462	1,169
鋼材	一般鋼材（口径 12 インチ未満の鋼管含む）			1,206	965
	鋼管（口径 12 インチ以上のもの）・コイル			1,025	821
生ゴム				1,571	1,257
パルプ				1,619	1,295
石 材				1,013	810
鉄屑（シュレッダーを除く）				2,202	1,761
鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石（粉）			935	748
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石			1,201	960
穀飼類（小麦）（撒揚-上屋入）				1,221	976
砂糖（撒）				936	748
冷凍品				-	1,533

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1 割増

3. 割引料金

大口数量割引、基本料金の 5%引

4. 分担金等

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内

↔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内

⇔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金）は、

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内⇔上屋・野積場内又は戸前迄の荷役

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内⇔上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1) 及び (2) に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「本船内⇔上屋・野積場内」の場合

（揚荷）本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業

(2) 「本船内⇔上屋・野積場前」の場合

（揚荷）本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれ割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

7. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれらの諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）

及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は、慣習によります。